

遺言信託

大切なご家族のために



お問い合わせ

名古屋銀行相続相談プラザ

 **0120-758-776**

〈受付時間〉平日9:00~17:00(土日祝・銀行の休業日は除きます)

名古屋銀行ホームページ

<https://www.meigin.com/>



商号: 株式会社名古屋銀行
登録金融機関: 東海財務局長(登金)第19号
加入協会: 日本証券業協会

2021年9月現在



大切なご家族のために 「今」できること

「遺言」は お客さまの大切なご家族のために ご自身の思いを お伝えすることができます。

お客さまの財産を大切なご家族が円滑に引き継ぐには「遺言」が有効です。

「遺言」は、お客さまの実情に合わせた財産の分割や遺されたご家族の負担を軽減するなど重要な役割を果たします。



「遺言」は法定相続より優先されます。

① 法定相続分とは異なる配分のご指定が可能です。

長年連れ添った配偶者に重点的に財産を遺したいなど、ご家族の状況や立場などにより、法定相続分とは異なった細かな配分をすることが可能です。

② 具体的な財産配分のご指定が可能です。

長年住み慣れたご自宅は配偶者に、その他の預貯金は他のご家族になど、それぞれのご事情に見合った財産配分を指定することが可能です。

③ 法定相続人以外へ財産を遺すことが可能です。

世話になっている長男の嫁や法定相続人ではない孫へ、また社会貢献のために公共団体、社会福祉法人に寄付したいなど、法定相続人以外へ財産を遺すことが可能です。

名古屋銀行の遺言信託は、お客さまの立場に立って、じっくりとご相談にお応えし、遺言書作成のサポート、保管、遺言の執行まで、一貫してお手伝いさせていただきます。

相続について、 このようなお悩みはありませんか？

円滑な相続手続きを実現し、円満な家族関係を維持したい方

- 配偶者や子どもたちに遺す財産を決めておきたい。
- 夫婦に子どもがなく、親もいないので全財産を配偶者に遺したい。
- 配偶者が生涯安心して自宅に住めるように、自宅は配偶者に遺したい。など

実情に合わせた財産分割をしたい

- 会社を引き継がせる子どもに株式の大半を遺したい。
- 老後の面倒をみてくれる子どもに多く遺したい。
- 障がいのある子どもが、安心して生活できるように考慮しておきたい。
- 主たる財産が自宅であるため、法定相続分で分けるのが難しい。など

法定相続分と異なる財産配分をしたい

- 法定相続人ではない孫にも遺したい。
- 世話になっている子どもの配偶者にも財産を分けたい。
- 社会貢献のために、公共団体・社会福祉法人などに寄付したい。など

配偶者や子どもたちの負担を軽減してあげたい

- 遺産分割協議で苦労をかけさせたくない。
- 煩雑な相続手続きを軽減してあげたい。など

遺言でできること

1 相続(財産分配)に関すること

- 法定相続分と異なる相続分の指定
- 遺産分割方法の指定(どの財産をどの相続人に) など

2 財産の処分に関すること

- 相続人ではない第三者への遺贈
- 寄付(公共団体・社会福祉法人など) など

3 遺言執行に関すること

- 遺言執行者の指定*

※遺言書の内容を実現する者を遺言執行者といいます。名古屋銀行の遺言信託はお客様が作成された遺言書の内容を、名古屋銀行が遺言執行者として遺されたご家族に代わって実現します。

4 身分に関すること(名古屋銀行の遺言信託ではお引き受けできません)

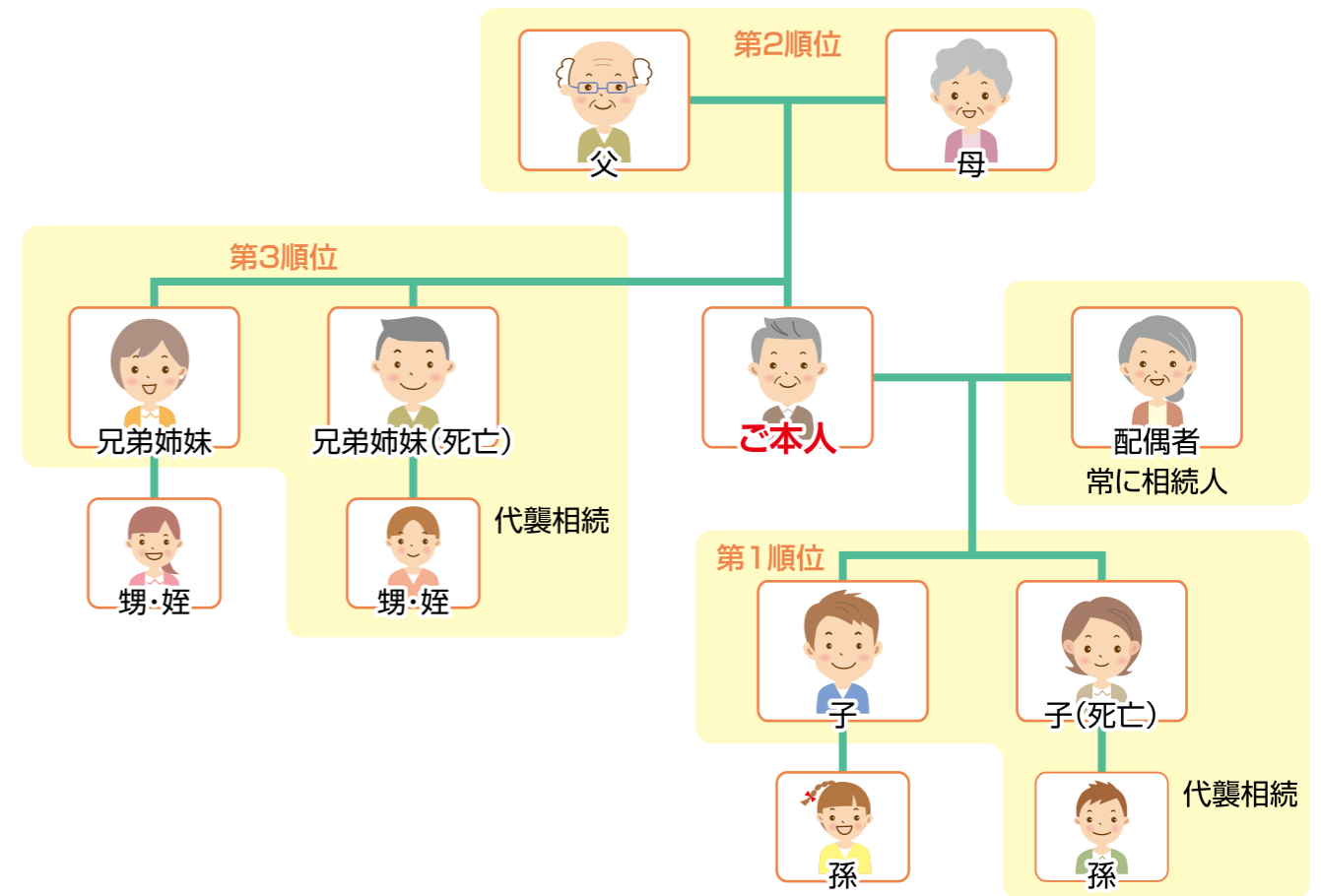
- 子どもの認知
- 法定相続人の廃除、またはその取消
- 未成年後見人および未成年後見監督人の指定 など

※当行がお引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産に関するものに限られます。

遺言信託に必要な主な書類

遺言者に関するもの	改製原戸籍謄本、戸籍謄本(出生日以降すべて)、印鑑証明書
推定相続人に関するもの	戸籍謄本、戸籍の附票または本籍地記載のある住民票
受遺者に関するもの	住民票(法人の場合は登記事項証明書などの確認資料)
不動産に関するもの	不動産登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産評価証明書、名寄帳、所在地図、不動産賃貸借契約書、その他不動産関係資料
その他の財産	預貯金・有価証券・火災保険証券・ゴルフ会員権などその他保有財産に関する資料

法定相続人の範囲と順位



法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分		遺留分	
	配偶者	子	配偶者	子
配偶者と子	配偶者1/2	子1/2	配偶者1/4	子1/4
配偶者と父母	配偶者2/3	父母1/3	配偶者1/3	父母1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4	兄弟姉妹1/4	配偶者1/2	兄弟姉妹なし
配偶者のみ	全部		1/2	
子のみ	全部		1/2	
父母のみ	全部		1/3	
兄弟姉妹のみ	全部		なし	

※子・父母・兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、上記法定相続人分をその人数で按分します。

遺留分とは

一定の範囲の相続人に法律上最低限保証された相続分のことです。生前贈与や遺言で遺留分を侵害していたとしても、法律上無効とはなりません。遺留分の権利のある相続人は、生前贈与または遺贈を受けた人に対して、その侵害された部分を請求することができます。

代襲相続人とは

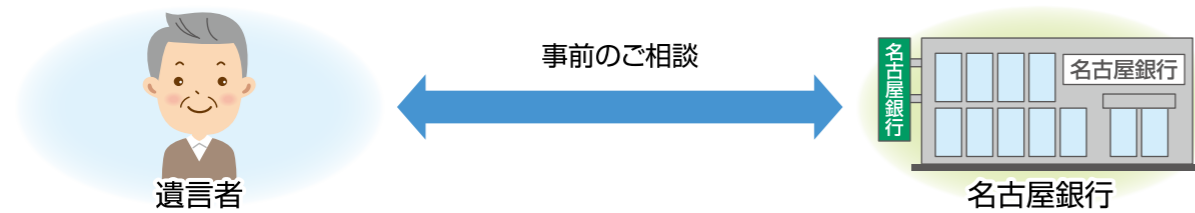
相続人になるはずであった被相続人の子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、相続人の子である孫や兄弟姉妹の子である甥姪が代わって相続人となります。この孫や甥姪のことを代襲相続人といいます。

名古屋銀行の遺言 信託の流れについて

■ 遺言書の作成

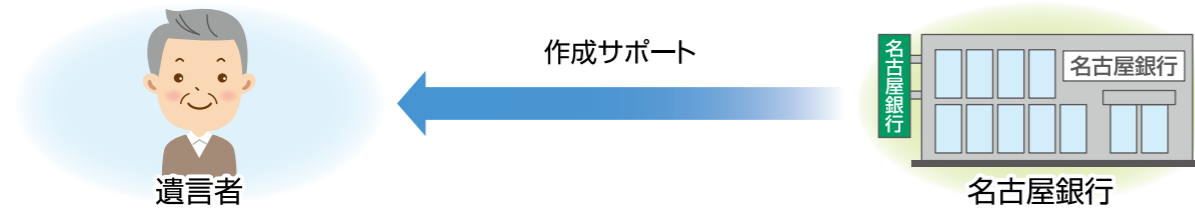
① 事前のご相談

遺言をご検討されるにあたり、対象財産、推定相続人・受遺者、ご意向などについて十分に確認のうえ、遺言書内容の具体的なお相談を承ります。
必要に応じて弁護士や税理士などの専門家と連携します。



② 遺言書の作成サポート

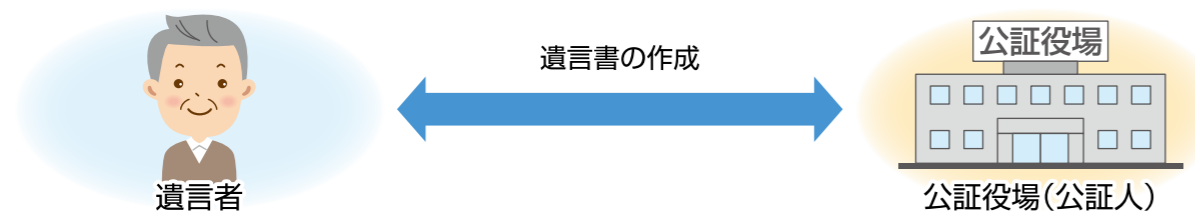
ご相談内容に基づき、お客さまによる遺言書原案の作成をサポートします。



③ 公正証書遺言の作成

お客さまが作成した遺言書原案に基づき、公証役場にて公正証書遺言を作成していただきます。

※公正証書遺言の作成に際して証人が2名以上必要です(証人の費用が別途必要となる場合があります)。
※公正証書遺言の作成については、別途、公証役場での手数料が必要です。



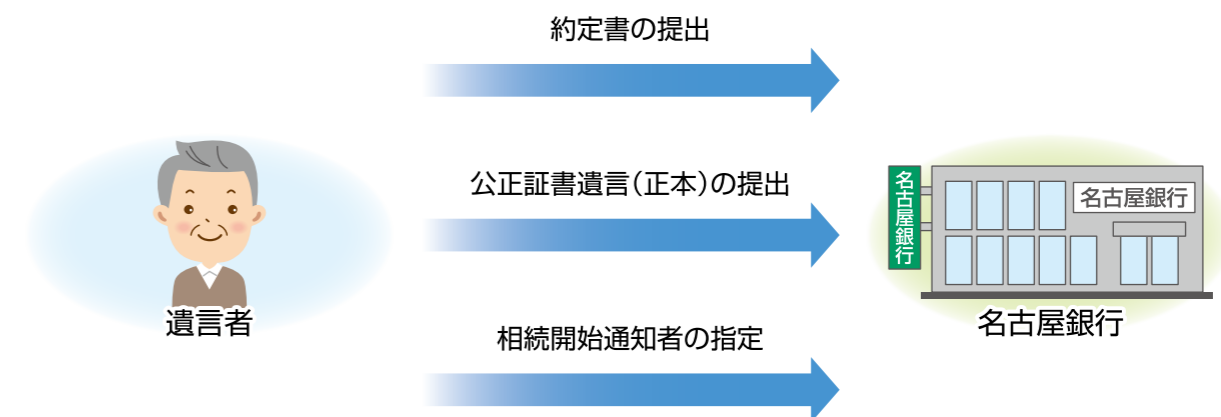
■ 遺言書の保管と管理

① 遺言信託に関する約定書のご提出

遺言信託に関する約定書※および公正証書遺言(正本)をご提出いただけます。

※約定書とは当行とお客さまとの間の遺言信託契約に係る契約書のことです。

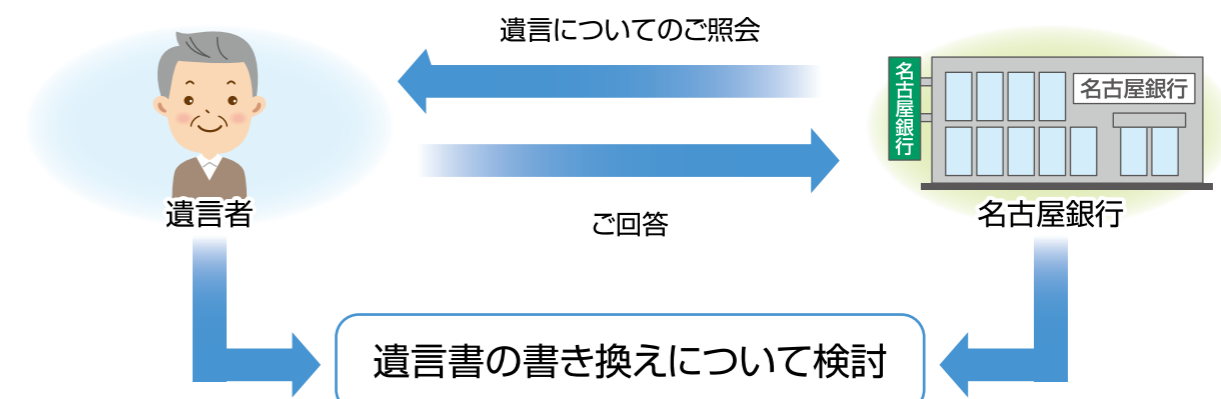
また、相続開始の際に当行にご連絡いただく相続開始通知者をご指定いただけます。



② 遺言書保管中の定期的なお照会の実施

遺言の内容、対象財産、推定相続人・受遺者の変動など、遺言の執行に関わる内容に変更がないかについて、お客さまに定期的にご照会します。(原則年2回)

変更内容によっては、遺言書の書き換えが必要となる場合がありますので、照会には必ずご回答ください。

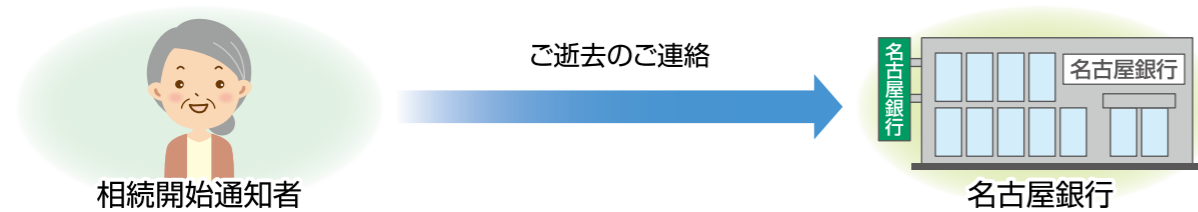


名古屋銀行の遺言 信託の流れについて

■ 遺言の執行

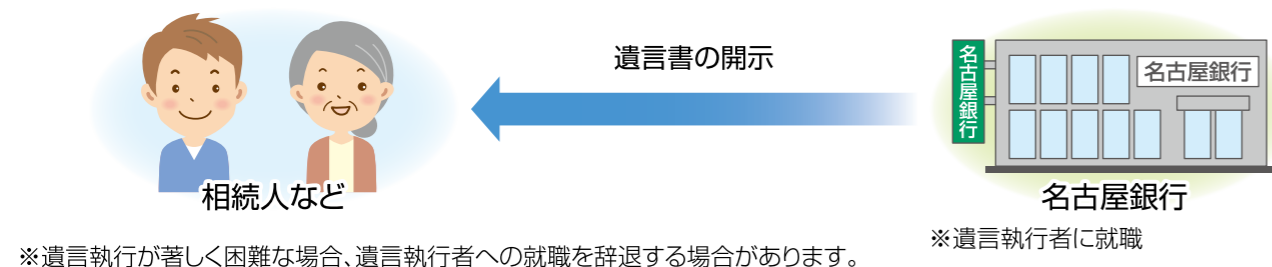
① ご逝去のご連絡

ご指定の相続開始通知者から、当行に遺言者ご逝去のご連絡をいただきます。



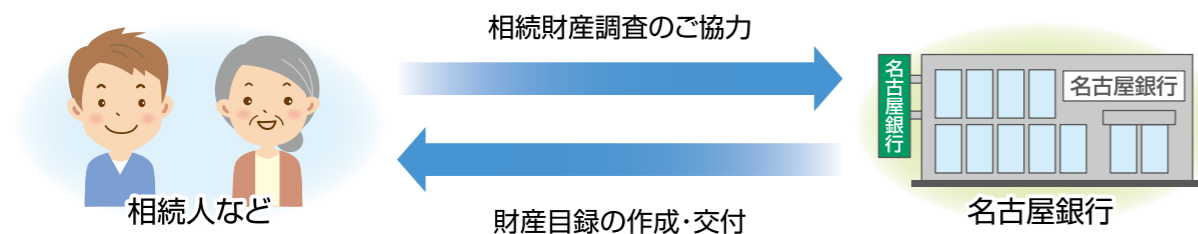
② 遺言書の開示と遺言執行者への就職

相続人・受遺者のみなさまに対し、当行が保管している遺言書を開示します。その後、遺言内容の実現性を確認のうえ、当行が遺言執行者に就職します。



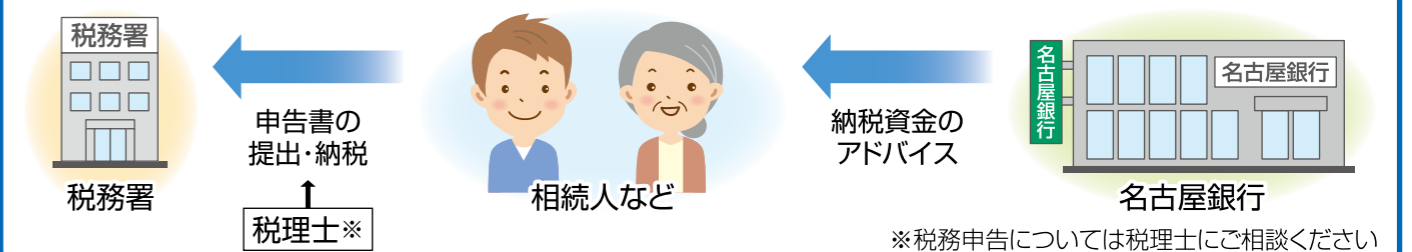
③ 相続財産の調査・財産目録の作成

相続人のご協力のもと、預貯金通帳などをお預かりし、遺産や債務の調査をします。判明した相続財産の財産目録を作成し、交付します。



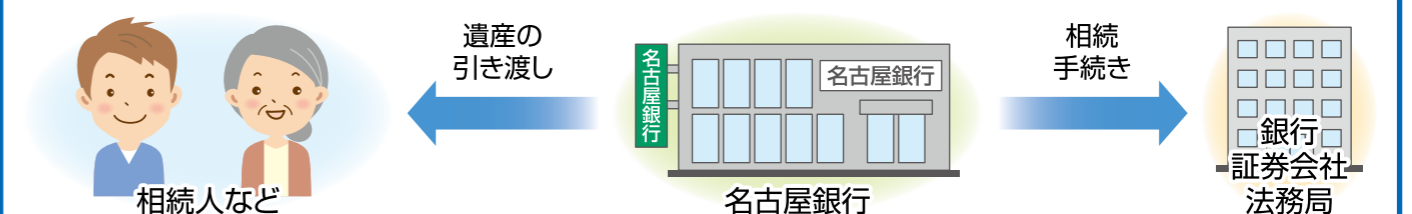
④ 所得税・相続税の納付資金のアドバイス

相続開始後4ヵ月以内の所得税の準確定申告・納付、10ヵ月以内の相続税申告・納付が必要な場合、納付や納税資金の手当てなどをアドバイスします。



⑤ 遺産分割の実施

遺言書に基づき、預貯金・有価証券などの名義変更や換金、不動産の名義変更などの遺産分割を行います。



⑥ 遺言執行終了の報告

すべての執行手続きが終了した時点で、相続人・受遺者のみなさまに遺言執行終了の報告をします。



遺言信託の 諸費用について

■ 遺言信託の手数料(消費税込)

手数料のお支払い方法をプラン1とプラン2からご選択ください。

特 徴	プラン1	プラン2
		契約時の基本手数料を抑えたプラン

● 遺言書作成時

基本手数料	プラン1	プラン2
		330,000円

● 遺言書保管中

プラン1・プラン2共通	
遺言書保管料	年間 6,600円 契約時に契約日の属する月から次の3月分までの保管料を月割でお支払いいただけます。 以降、毎年4月20日(休日の場合は翌営業日)にご指定の当行預金口座より1年分を自動引き落としします。
変更手数料	55,000円

● 遺言執行時

遺言執行報酬	財産比例報酬	当行所定の相続財産評価額(※)(借入金等の消極財産控除前)に対し、下記記載のA・Bの料率に乘じた合計額		
		A	0.33%	
		B	プラン1	プラン2
	上記A以外の財産に対して			
	1億円以下の部分	1.65%	0.88%	
	1億円超3億円以下の部分	1.10%		
	3億円超5億円以下の部分	0.66%		
	5億円超10億円以下の部分	0.44%		
	10億円超の部分	0.33%		
	最低報酬額	1,100,000円	330,000円	

(※)相続財産評価額の例

不動産:相続税法および国税庁の定める財産評価基本通達による相続開始日を基準日とする相続税評価額とします。
 金融資産:各金融機関が発行した証明書に記載の金額とします。
 □数や基準価額の表示のみの場合は、それらを乘じた金額とします。
 非上場株式は税理士などが算出した評価額とします。
 保険契約に関する権利(生命保険・損害保険):保険会社による解約返戻金相当額とします。
 詳しくは、名古屋銀行の担当者にお問い合わせください。

■ その他の費用

下記の費用は別途お客さまのご負担となります。なお、専門家に係る費用・報酬は直接請求となります。

遺言書作成時	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、固定資産評価証明書などの取り寄せ費用 ※取り寄せを専門家に依頼される場合は、別途、依頼に伴う費用が必要です。 公正証書作成に関する費用
遺言執行手続時	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、固定資産評価証明書などの取り寄せ費用 ※取り寄せを専門家に依頼される場合は、別途、依頼に伴う費用が必要です。 遺言執行に必要な不動産の相続登記に関する登録免許税および司法書士報酬などの費用 ※不動産の相続登記は司法書士へ取り次ぎます。 預貯金などの残高証明書等発行手続きの費用

下記業務は名古屋銀行ではお取り扱いできません。
 必要に応じて、各専門家にご相談ください(別途お客さまの費用負担となります)。

- 税務相談や税務申告に係る税理士業務
※ご希望がある場合には、税理士をご紹介します。その際、お客さまからの直接のご依頼となります。なお、税理士報酬は担当税理士から直接請求があります。
- (推定)相続人間の法的紛争に係る調停などの弁護士業務

など

〈ご参考〉公証人手数料(詳しくは、公証役場にお問い合わせください。)

各相続人(受遺者)が取得する財産額ごとに以下の手数料を計算し、各人の合計額が作成手数料となります。

目的の価額(遺言書作成時の財産額)	手数料(作成費用)
100万円以下	5,000円
100万円超 200万円以下	7,000円
200万円超 500万円以下	11,000円
500万円超 1,000万円以下	17,000円
1,000万円超 3,000万円以下	23,000円
3,000万円超 5,000万円以下	29,000円
5,000万円超 1億円以下	43,000円
1億円超 3億円以下	43,000円に5,000万円増すごとに13,000円を加算
3億円超 10億円以下	95,000円に5,000万円増すごとに11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5,000万円増すごとに8,000円を加算

- ・上記金額に用紙代として正本または謄本の用紙 1枚につき 250円を加算
- ・目的の価額の総額が 1億円以下の場合、11,000円を加算
- ・遺言の取り消し(全部撤回または一部撤回)の証書作成手数料は 11,000円
- ・公正証書の枚数が 4枚を超える場合、超過枚数 1枚につき 250円を加算
- ・出張による作成の場合、別途費用が必要となります。